

お亡くなりになった子どもの実名記述について

本市としては、実名を公表することにより、第三者の権利利益が損なわれるおそれがあり得ることを、考慮する必要があります。

個人情報保護委員会が公開する「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」においては、不開示となる情報として、「当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の具体例として、「開示すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」が挙げられています。

さらに、個人情報保護委員会の QA において、新聞やインターネットなどで既に公表されている個人情報であっても、その利用目的や他の個人情報との照合など、取扱いの態様によっては個人の権利利益の侵害につながるおそれがあることから、個人情報保護法では、「既に公表されている情報も他の個人情報と区別せず、保護の対象としている」と記されております。

本文には第三者の情報は含まれておりませんが、開示することにより、そこから派生する影響を考慮し、お亡くなりになった子どもの実名につきましては、不開示（白粋）とさせていただきます。

泉南市子どもの権利に関する条例事務局
健康子ども部子ども政策課